

港長公示第5-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり、船舶の航泊を禁止したので同条第2項の規定により公示する。

令和5年7月7日

徳島小松島港長

小松島区第1区における航泊の禁止について

7月16日徳島小松島港小松島区第1区航路北側海域において花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する船舶、現場警戒にあたる海上保安庁の巡視船艇等及び徳島小松島港長が許可した船舶は除く。）する。

記

1 期間

令和5年7月16日（日）19時から21時30分まで
（予備日：7月17日（月）19時から21時30分まで）

2 区域（別図参照）

次のイ点からロ点を結んだ線、ハ点からニ点を結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

イ点：徳島小松島港新港1万トン岸壁北東端

ロ点：小松島港東防波堤北灯台

ハ点：小松島港東防波堤南灯台

ニ点：徳島小松島港新港南岸壁北東端

3 標識

イ点とロ点を結んだ線上及びハ点とニ点を結んだ線上に各3基の黄色灯浮標（単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離4.5キロメートル）が設置されている。

4 備考

- (1) 航泊禁止区域の周辺には、警戒船4隻が配備されている。
警戒船には警戒船であることを示す夜間表示灯（青色回転灯）が設置されている。
- (2) 航泊禁止区域付近では、海上保安庁の巡視船艇等が警戒にあっている。
警戒に当たる海上保安庁の巡視船艇等には、赤色閃光が点灯されている。
- (3) 花火大会終了次第、本制限を解除することがある。
この場合、現場配備中の海上保安庁の巡視船艇等から別途周知する。

